

# 新型インフルエンザ 対応マニュアル（抜粋）

【教職員用】

平成21年8月策定 11月20日改定版



国立高等専門学校機構  
熊本電波工業高等専門学校

## 1 新型インフルエンザについて

新型インフルエンザとは、動物、特に鳥類のみに感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的にヒトに感染していたものが、ヒトの体内で増えることができるようになり変化し、更にヒトからヒトへと効率よく感染するようになり起こる疾患である。

人間界にとっては未知のウイルスでヒトは免疫を持っていないため、容易にヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。また、罹患者のうちかなりの人が肺炎などの合併症を起こし、死亡する割合も通常のインフルエンザよりも高くなる可能性があると考えられている。

新型インフルエンザは、学校保健安全法（同法施行規則第19条）において「学校において予防すべき伝染病」の第一種とみなして対応し、出席停止の期間は「治療するまで」とされている。

### (1) 感染経路

毎年ヒトの間で流行するインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザは、飛沫感染が主な感染経路になると推測されている。

① 飛沫感染 患者の咳やくしゃみ、会話などで生じた飛沫を吸入して感染する。

#### ② 接触感染

病原体と直接あるいは間接的に接触することで感染する。

直接感染では、接触によって病原体が直接皮膚を通過して感染する。

間接的な接触感染では医療従事者などの手や使用する機材等を介して伝播し感染する。

#### ③ 空気感染

病原体を含む飛沫が飛沫核となり、長期間空中に浮遊し、それを吸入して感染する。医療現場などのきわめて限定した場でのみ起こりうると考えられている。

### (2) 通常のインフルエンザと新型インフルエンザの違い（現段階での想定）

項目	通常のインフルエンザ	新型インフルエンザ
発病	急激	急激
症状	・ 38℃以上の発熱、鼻汁、咳、くしゃみ、咽頭痛、頭痛、関節痛、筋肉痛、全身倦怠感 ・ 肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれん等の合併症により重症化する	・ 未確定（発生後に確定）
潜伏期間	2～5 日	・ 未確定
感染性	あり	強い
発生状況	流行性	大流行／パンデミック
死亡率	0.1%以下	・ 未確定（発生後に確定） ・ 過去の新型インフルエンザ ※ スペイン・インフルエンザ（1918～1919 大正7～8 年）：2.0%（約4,000万人） ※ アジア・インフルエンザ（1957～1958 昭和32～33 年）：0.5%（約200万人）
治療方法	・ 発症後48時間以内にノイラミニダーゼ阻害薬（商品名：リレンザ、タミフルなど）を投与すれば、ウイルスの増殖が抑えられ、症状の緩和は期待できる。	・ インフルエンザの治療に使われているノイラミニダーゼ阻害薬が有効であると考えられている。

## 2 インフルエンザの標準予防策

(1) マスクを着用する。

熱、咳、くしゃみ等の症状のある人には必ずマスクを着けてもらうこと、患者になったらウイルスをまき散らさないことが重要です。

咳やくしゃみをする際には、ティッシュで口と鼻を押さえ、他人から顔をそむけ1 m以上離れるか、マスクを着用してください（咳エチケット）。

### ○ 咳エチケット

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することで周囲の人に感染させないように、咳エチケットを行う。

#### (方法)

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえ、飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にはマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(2) 外出後のうがい・手洗いを励行する。

外出から帰宅した際は、必ずうがいを励行する。また、水や石鹸による手洗いに加え、消毒用アルコールを使用し、ウイルスに触った手で口、目、鼻に触れないことが重要です。

(3) 鼻・のどなどを乾燥から守る。

インフルエンザウイルスは湿度に非常に弱いので、適度な湿度を保つことが有効です。室内を50～60%の湿度に保つよう加湿器を設置したり、濡らしたタオルを干すなどの工夫をする。

(4) 人混みや繁華街への外出を控える。

感染予防のために、できるだけ外出を控える。

(5) 流行地への渡航は避ける。

海外渡航の際には、特に高病原性鳥インフルエンザの発生状況に留意し、前記の予防策を徹底する。

(6) 十分な休養と栄養をとる。

初期感染でインフルエンザに負けない体力、抵抗力を維持ために、日頃から過労を避け、規則的な生活をし、また、十分な休養・睡眠とバランスのよい栄養を取って体力や抵抗力を高め、感染しにくい状態を保つことが大切です。

### 3 熊本電波高専における対策の段階

新型インフルエンザの感染拡大は、「世界のいずれかの国で確認されたが、感染集団は小さく限られており日本国内では発生していない」状態から、パンデミックが発生して国内でも大流行する状況まで、時間的な経過を経て進むことが想定されます。高専に対応が求められる場合でも、関係省庁等から示される情報の周知から、高専の閉鎖まで時間的な経過を経て進んでいくことと思われれます。

このことから、文部科学省は行動計画においては、新型インフルエンザの発生・流行の状況により、以下のような段階に応じた対応をしております。

表2 新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画の基本的な考え方

1	<p>新型インフルエンザ発生前</p> <p>ヒトからヒトへの新型インフルエンザ感染が確認されていない段階（未発生期）では、<b>前段階</b>による対応とする。</p>
2	<p>新型インフルエンザの発生直後</p> <p>海外でヒトからヒトへの新型インフルエンザ感染が確認されているが、感染集団は小さく限られている状態で、国内で感染が発生していない場合（海外発生期）は<b>第一段階</b>、国内でも発生が見られる場合（国内発生早期）は<b>第二段階</b>による対応とする。</p>
3	<p>感染がさらに拡大した場合、大流行が発生しまん延した場合、ピークを越えた場合</p> <p>ヒトからヒトへの新型インフルエンザ感染が確認され、感染がさらに拡大している状態（感染拡大期）、大流行（パンデミック）が発生している場合（まん延期）及びピークを越えた場合（回復期）は<b>第三段階</b>による対応とする。</p>
4	<p>感染が減少し、低水準に止まっている場合</p> <p>患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている場合は、<b>第四段階</b>（小康期）による対応とする。</p>

これに基づき、高専機構では対応体制を次の4つの段階（細分類を含めると7段階）に分けています（表3）。特に第2段階以降は、本校に対策室が設置され、新型インフルエンザの感染拡大阻止に努めるとともに、臨時休校・休業等の措置を検討、実行します。（図1）なお、これら実行される措置は新型インフルエンザの発生地、感染速度、ワクチンの開発状況などによって柔軟に対処します。

表3 （高専機構の新型インフルエンザに関する危機管理レベル）

危機管理レベル	発生状況
前Ⅰ	新しい亜型のインフルエンザウイルスがヒトには感染していない状態 【前段階相当】
Ⅰ	海外において新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態 【第一段階相当】
Ⅱ	国内においても新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態 【第二段階相当】
Ⅲ	A 国内で新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が拡大している状態 【第三段階（感染拡大期）相当】
	B 国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへのパンデミックが発生している状態 【第三段階（まん延期）相当】
	C 国内において新型インフルエンザウイルスのヒトへの感染被害がピークを越えたと判断できる状態 【第三段階（回復期）相当】
Ⅳ	国内において新型インフルエンザウイルスの患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている場合 【第四段階（小康期）相当】

## 4 学校内の相談体制等

学生・保護者からの新型インフルエンザの症状、予防方法等に関する相談に対応する体制を整備する。

特に、学級担任は、学生・保護者との連絡を密にして、学生等の健康状況、感染状況を把握する立場にあるので、学生からの相談に随時対応して、看護師への相談及び医療機関への早期受診につなげる。

また、学級担任は、新型インフルエンザの流行期には、学級担任本人が感染して出勤停止になる可能性があることから、各学級担任を補佐し、代行する教員【副担任又は担任代行】をあらかじめ明確にしておく。

【熊本電波高専の体制等】（巻末資料“感染疑い発生時の具体的対応フロー”を参照のこと。）

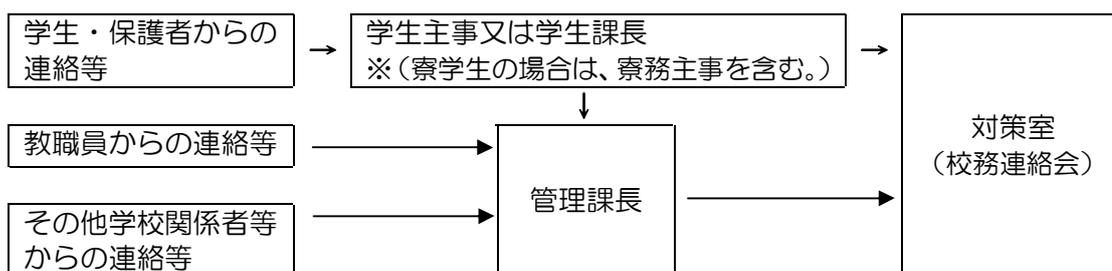
### (1) 学生及び教職員並びに保護者への注意喚起

発熱、咳、全身痛などの症状があった場合は、まず学校を休んで最寄りの保健所（発熱相談センター等）又は、医療機関に電話等で相談を行うとともに、感染が確認された場合の学校への連絡も徹底させる。

### (2) 連絡対応及び相談窓口

学生・保護者に係る窓口：学級担任、学生課学生支援担当又は保健室  
※（寮生の場合は、寮事務室を含む。）  
教職員に係る窓口：総務課職員グループ  
その他学校関係者等：総務課総務グループ

### (3) 新型インフルエンザ緊急対策室（以下、対策室と呼ぶ。）への報告 上記の連絡等は、関係する主事又は課長から対策室へ報告を行う。



## 5 新型インフルエンザの危機管理体制・組織

対策室の下、高専機構との連絡及び要請への対応を行い、情報の周知を行うとともに、フェーズⅢB に備え、必要な対応事項を検討する。対策室の構成員は、校長、副校長、教務主事、学生主事、寮務主事、総務主事、専攻科長、事務部長、管理課長、学生第二課長他校長が指名する者とする。対策室の事務は管理課が主管し、関係者が参画する。

注意喚起や情報の周知など、比較的事務的対応が可能な事項で、かつ至急に対応する必要がある事項については、校長又は副校長、4主事のいずれかと相談の上、事務部において実施し、対策室に報告することとする。

【第1段階】（危機管理レベルⅠ以下）：知識啓発段階

学生、教職員が新型インフルエンザに対して正しい知識を持つ段階

対策マニュアルの内容を確認、理解する段階

部署毎に関連用品の備蓄を行う段階

【第2段階】（危機管理レベルⅡ）：パンデミックに備える国内未発生段階

熊本電波高専新型インフルエンザ緊急対策室の設置

【第3段階】（危機管理レベルⅡおよびⅢ）国内発生およびパンデミック段階

対策室の下、高専機構との連絡及び要請への対応を行い、主に臨時休校、休業措置の実行について検討する。また、レベルⅣ以降の段階に備え、必要な対応事項を検討する。

【第4段階】（危機管理レベルⅣ）：終息段階

対策室は主に臨時休校・休業措置の解除について検討する。

### 対策室の組織

名称	国立高等専門学校機構本部	熊本電波工業高等専門学校
本部長	理事長	校長
副本部長	理事（専任）	副校長
本部長	事務局長、総務課長、人事課長、財務課長、企画課長、学務課長	教務主事、学生主事、寮務主事、総務主事、専攻科長、図書館長、事務部長、管理課長、学生第二課長

※ 本部長不在時の対応

- ・ 各高専においては、本部長が不在時の代理者は、以下の順位によるものとする。
  - ① 副校長（教務主事 ⇒ 総務主事(安全衛生委員長)）
  - ② 校長補佐（学生主事 ⇒ 寮務主事 ⇒ 専攻科長）
  - ③ 事務部長
  - ④ 課長（管理課長 ⇒ 学生第二課長）

《設置時期：危機管理レベルⅠ（海外において新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態）》

（○印は、危機管理レベルⅡ以降の発生想定業務）

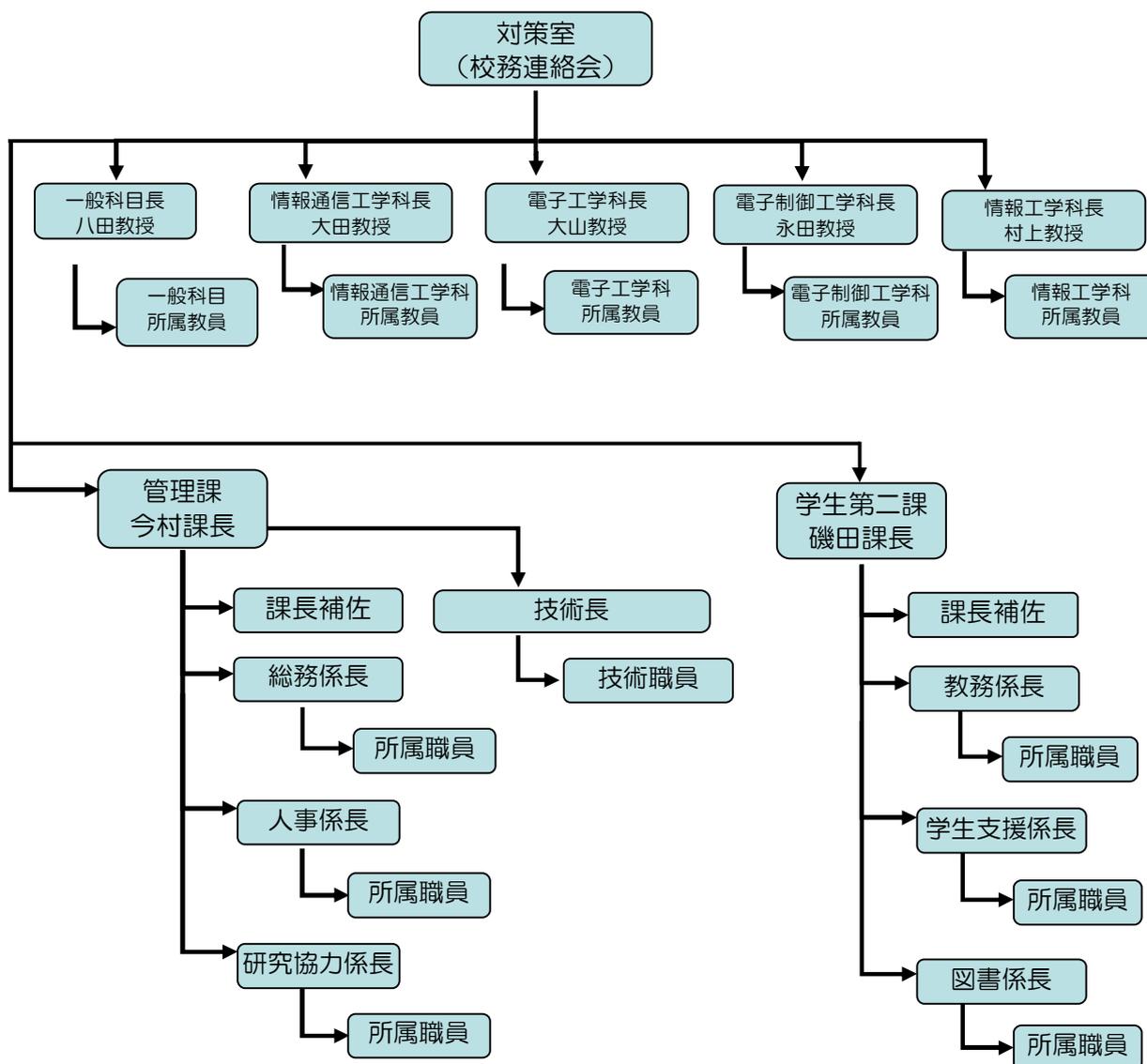
班名	班長	班員	所掌業務
総括	管理課長	管理課総務担当	・対策本部の運営 ・各班との連絡調整、情報の整理 ・新型インフルエンザ対策の総合調整
渉外調整		学生課教務・入試担当	・国・機構本部・保健所等との連絡調整 ・医療機関との折衝 ○自治体等への応援要請
情報収集	学生課長	看護師 管理課総務担当	・国・自治体の新型インフルエンザ情報の収集、記録、整理 ・各班への新型インフルエンザ情報提供
学生対応		学生課学生支援担当	・学生相談窓口の設置・運営 ○感染学生の移送
	学生主事	学級担任（全教員） 特別研究指導教員（専攻科）	・学生の日頃の健康状態観察 ・保護者への連絡、情報提供 ・発症を疑わせる症状を呈する学生の発見 ○学生・その家族の発症状況の把握
寮生対応	寮務主事	寮務委員	・寮生の日頃の健康状態観察 ・保護者への連絡、情報提供
		学生課寮務担当	・発症を疑わせる症状を呈する寮生の発見 ○寮生（・その家族）の発症状況の把握
物品調達	課長補佐（財務）	管理課用度担当・ 施設担当	・医療用品、日用品の調達、備蓄 ・水、食糧の調達、備蓄 ○医薬品、水、食糧の配給、補充

《設置時期：危機管理レベルⅡ（国内においても新しい亜型のインフルエンザウイルスのヒトへの感染被害が発生している状態）》

班名	班長	班員	所掌業務
被害調査	教務主事	学級担任 特別研究指導教員 （全教員）	○学生の欠席者数、発症者数、主な症状・特徴などの把握・とりまとめ・報告
医療対策	学生課長	看護師〔1名〕 学生課教務・入試担当 学生課学生支援担当	○発症者の緊急処置、移送 ○新型インフルエンザ被害状況の総括 ○対策本部への新型インフルエンザ対策の提案
職員確保	課長補佐（総務）	管理課人事担当	○教職員の健康管理 ○教職員の勤務体制の整備・人員確保
報道対応	管理課長	管理課総務担当・ 研究協力担当	○感染状況の情報公開 ○広報・マスコミ等への対応
学外者対応			○学外来訪者の対応、感染者の立入制限 ○ボランティア受入れ、業務の調整
消毒保清	課長補佐（財務）	管理課用度担当・ 施設担当	○廃棄物の処理 ○感染者の行動範囲の消毒

## 6 緊急連絡系統図

### (1) 教職員



- 1 一般科目長，各学科長及び各課長は，対策室からの指示を受け，所属職員への直接電話（各課長は，課長補佐及び中継者（係長等）への電話）により連絡する。
- 2 中継者は，部下への連絡状況について担当課長に報告する。
- 3 一般科目長，各学科長及び各課長は，対策室（管理課今村課長）に連絡状況を報告する。

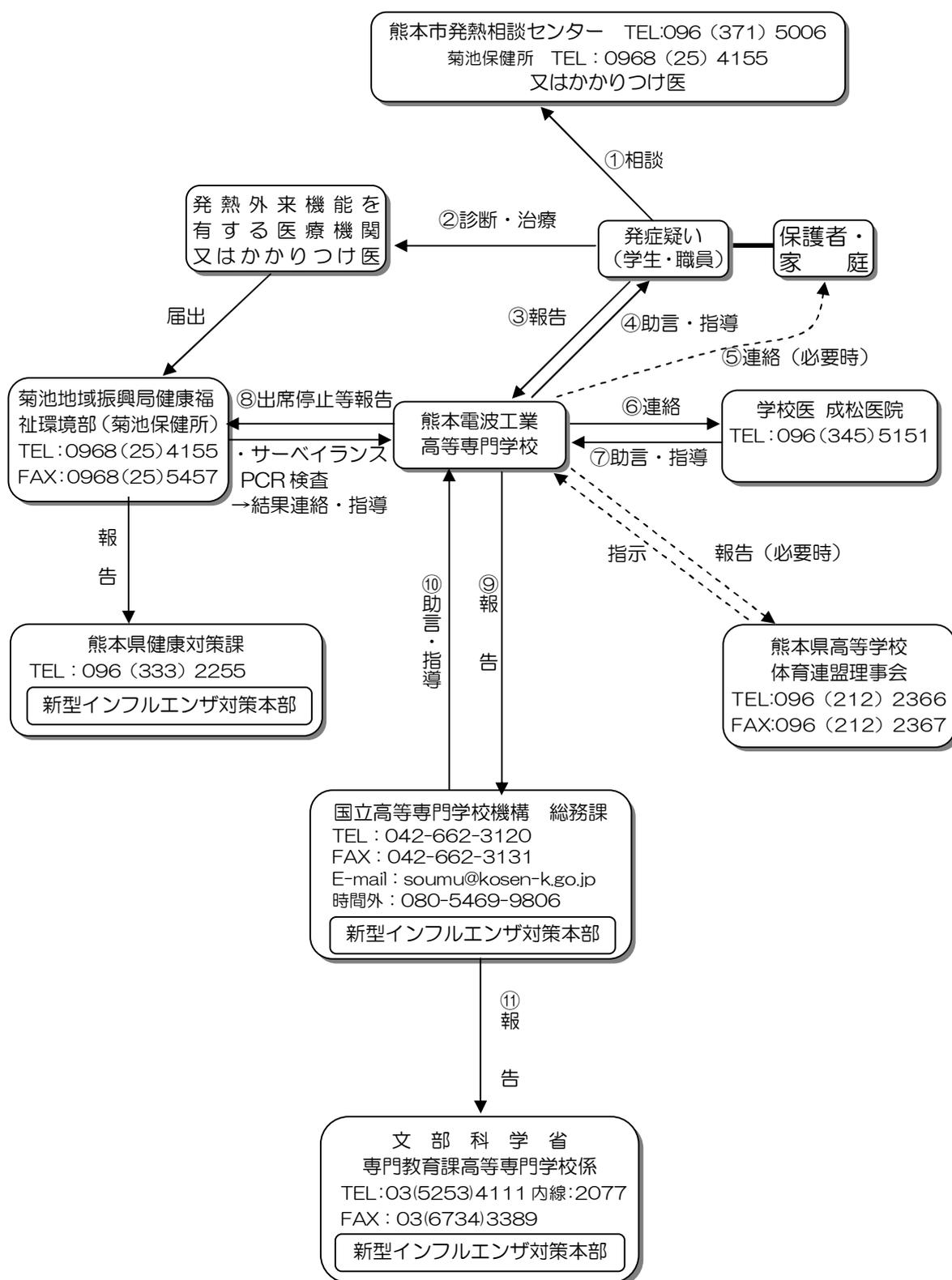
(2) 学生

連絡者	連絡先
下塩教務主事 →	学寮宿直教員 242-1155 (時間外) 242-2123 ⇒ 一般科目長 (八田) → (一般科教員連絡網) へ
島川教務 主事補 →	1-1 (松上) → クラス連絡網 1-2 (山崎 <sup>亮</sup> ) → " 1-3 (堀本) → " 1-4 (葉山) → "
	→ 2-1 (伊藤) → クラス連絡網 2-2 (楠元) → " 2-3 (山崎 <sup>健</sup> ) → " C-5 (藤本) → " I-5 (孫) → "
合志教務 主事補 →	T-3 (石橋) → クラス連絡網 E-3 (伊山) → " C-3 (嶋田) → " I-3 (大隈) → " ⇒ 情報通信工学科長 (大田) → (学科教員連絡網) へ ⇒ 電子工学科長 (大山) → (学科教員連絡網) へ ⇒ 情報工学科長 (村上) → (学科教員連絡網) へ ⇒ 電子制御工学科長 (永田) → (学科教員連絡網) へ
工藤教務 主事補 →	http://webclass.knct.ac.jp/ にてメッセージを流す T-4 (永田 <sup>和</sup> ) → クラス連絡網 E-4 (寺田) → " C-4 (柴里) → " I-4 (神崎) → "
	T-5 (西山) → クラス連絡網 E-5 (本木) → " 2-4 クラス連絡網
学生第二課長 →	学校宿直 242-2125 教務係長

※ 熊本市外局番「096」は省略しています。

- 1 学級担任は、対策本部からの指示を受け、各学生に対する直接電話又は自宅への電話により連絡する。また、併せて、全学生に付与しているメールアドレスに情報を配信し、携帯メール等へ転送している学生への情報提供を行う。専攻科生については、専攻科長（清田）からメーリングリストにより情報を配信する。
- 2 なお、連絡を行った際、高専ホームページ及びWebClassで情報の配信を行うことを伝える。
- 3 各学級担任及び専攻科長は、学生への連絡状況について対策本部へ報告する。
- 4 詳細は巻末資料（14頁[新型インフルエンザにより臨時休校となった場合の行動計画]および15頁[明和寮の新型インフルエンザへの対応]）に従う。

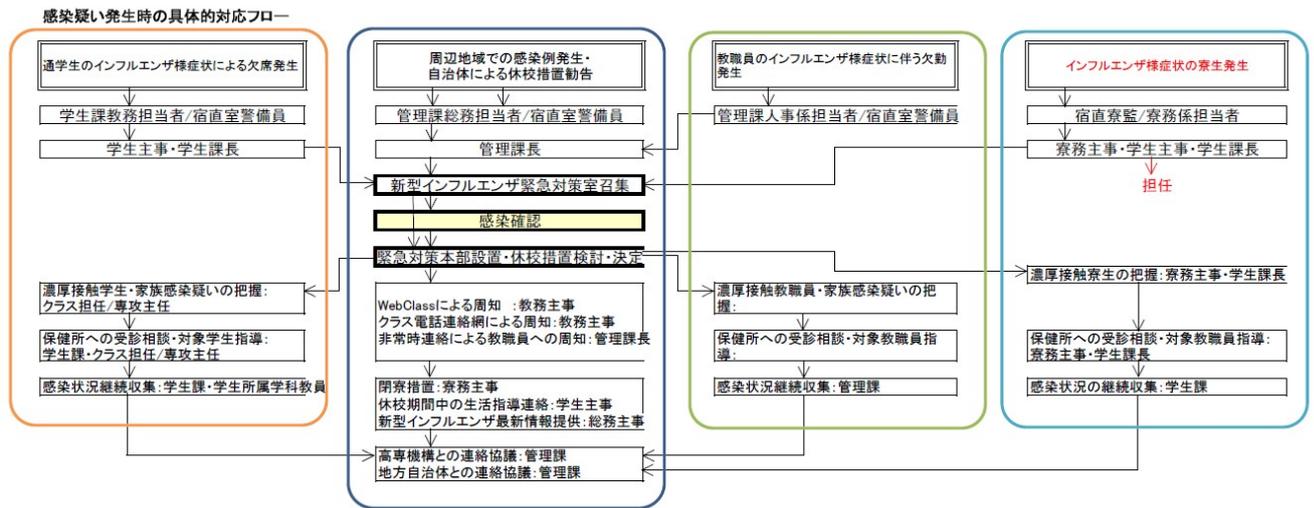
## 7 発症時の連絡フロー



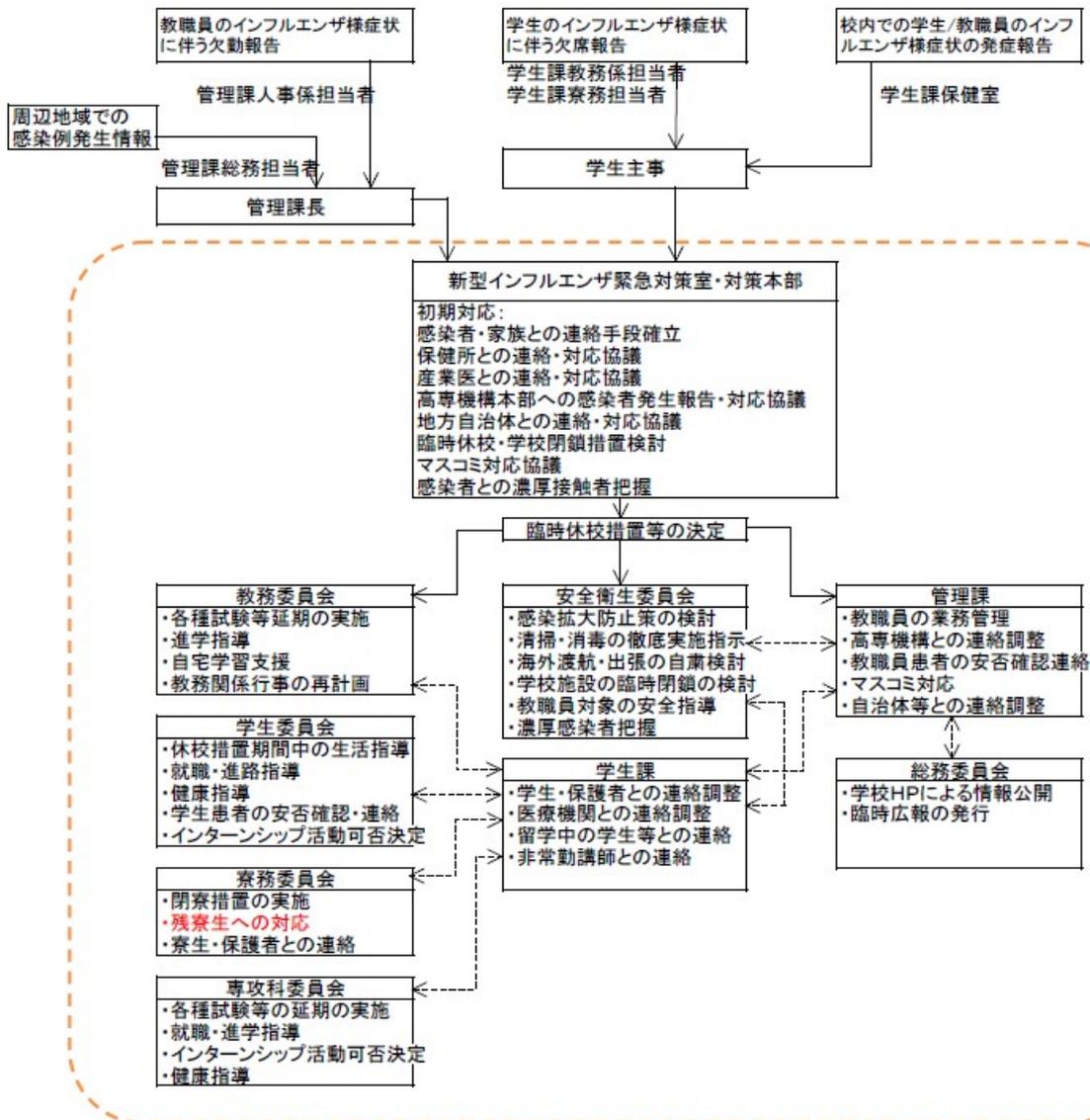
※ 感染疑いのある職員個々の対応フローは巻末資料17頁を参照。

## 8 その他資料

### (1) 感染疑い発生時の具体的対応フロー



### 新型インフルエンザ対策本部の対応



## (2) 新型インフルエンザにより臨時休校となった場合の行動計画

### 1. 学生への周知

#### 【登校している場合】

本科学生－教務主事による校内放送・担任による説明

専攻科生－専攻科長による連絡と説明

寮生－教務主事による校内放送・担任による説明 帰寮後寮務主事による指導

留学生－寮務主事（国際交流委員長）による説明と指導

#### 【下校・帰省している場合】

本科学生－担任によるクラスの緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

専攻科生－専攻科長による緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

寮生－担任によるクラスの緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

留学生－寮務主事（国際交流委員長）による説明と指導

### 2. 休業期間中の学生指導

学習課題－教務主事が自宅学習の課題について各教科担当の課題を学年毎・学科毎にまとめ、事前に配付しておくか休業の周知の際学生に連絡する。

1週間・2週間と休業期間に合わせて作成しておく。

生活指導－学生主事が生活上の注意点をまとめ、事前に学生に配付しておく。

健康状態－担任が電話連絡・メールなどで学生の健康状態を把握しておく。特に必要がある場合は、学生主事に連絡する。学生主事は、校長に報告し指示を仰ぐ。

### 3. 学校再開の連絡

本科学生－担任によるクラスの緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

専攻科生－専攻科長による緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

寮生－担任によるクラスの緊急連絡網での連絡・Webclass による連絡

留学生－寮務主事（国際交流委員長）による説明と指導

### 4. その他

1) 対策室員が健康を害した場合には、あらかじめ定めた代行者がその任に当たる。

2) 担任が健康を害した場合には、学年主任・学科長（一般科目長）がその任を代行する。

### (3) 明和寮の新型インフルエンザへの対応

平成 21 年 4 月 30 日

寮務主事 松田

#### 1. 行動指針

- (1) 学校の対応：新型インフルエンザに対しては、熊本電波工業高等専門学校（以下、学校）に「新型インフルエンザ緊急対策室」が設置され、学校全体での行動計画及び対応・対策が決められます。
- (2) 寮での対応：明和寮では、学校の「新型インフルエンザ緊急対策室」の行動計画に基づいて、寮務担当教職員（松田、松尾、藤本、中林、岩本）が中心となり、新型インフルエンザの予防及び対策を行います。
- (3) 閉寮の判断：学校が休校となった時点で、同時に明和寮は閉寮とします。閉寮になると、日本人学生は、特別な場合を除き強制的に帰省させ、留学生は残寮することになります。

#### 2. 寮生への連絡体制

- (1) 学校からの連絡：学校の公式情報は、下記①と②の方法により連絡・周知されますので、寮生もこの方法で情報収集するように指示しています。
  - ① WebClass と学校公式ホームページ
  - ② クラス電話連絡網
- (2) 寮生への連絡：寮生のみ連絡する必要がある場合は、下記③の方法により連絡します。
  - ③ 寮生への電話連絡網（寮生身上調査表の緊急連絡先の電話番号へ寮務担当教員が連絡する。）

#### 3. 寮生への注意及び協力依頼

- (1) 正確な情報把握：学校から提示される情報に基づいて行動することとし、うわさや風評等に惑わされない。疑問や不安がある場合には、すぐに学校に問合せ、確認する。
- (2) 不用意な情報発信をしない：不確かな情報を発信（中継）しない。
- (3) 閉寮時の対応：学校が休校処置をとったら、その時点で明和寮が閉寮になり、日本人学生は帰省させます。GW中に閉寮になったら、帰省先で待機するように指示しています。
- (4) 寮生及び保護者への協力要請：新型インフルエンザの予防及び対策の趣旨を理解し、被害を未然に防ぐあるいは最小限に留めるための学校の行動計画や対策・対応への、寮生及び保護者の協力を依頼しています。

#### 4. 寮内での予防

- ① 「手洗い」と「うがい」の励行：各階の洗面所の石鹸水（殺菌作用有）を置いてありますので、寮生には利用するように指示しています。
- ② マスクの着用：寮生にはマスクの購入をすすめています。なお、寮監室にはマスクを用意していますので、寮監の先生方はご利用ください。
- ③ 十分な栄養と休養（特に睡眠）
- ④ モニタリング：必要な学生には、健康状態（熱、咳、呼吸状態）を経過観察するように依頼します。

#### 5. 休校により閉寮の場合（寮生に**行動制限無し**）

- (1) 日本人学生は、原則として帰省させます。寮生への帰省の指示は、寮務担当教員（主事と主事補 3 名）が行う予定です。また、日本人学生が帰省できない場合に、残寮させるかどうかの判断は、寮務担当教員が行います。
- (2) 閉寮したとき、留学生は全員残寮します。それで、留学生には下記の指示をしています。
  - ① 食料の 2 週間程度の備蓄
  - ② 残寮生と寮務担当教員間の連絡方法の確保

## 6. 寮生が発熱したときの対応

### (1) 新型インフルエンザが疑われる場合

#### ① 下記の相談窓口で電話し指示を受ける。

熊本市の発熱相談センターに、電話連絡し指示を受ける。

○ 受付時間は9：00から21：00

TEL：096-371-5006 /096-364-9420

○ 時間外は TEL：096-364-3189 に掛けると守衛さんが出るので、用件を伝えたとスタッフから折り返し連絡がある。

菊池保健所相談窓口で、電話連絡し指示を受ける。

○ 受付時間は9：00から21：00

TEL：0968-25-4155

#### ② 寮務担当者（松田か松尾(和)）に電話で連絡する。

### (2) 新型インフルエンザ以外と思われる場合

③ 寮監事務室に掲示してある病院に問い合わせる。

④ 休日当番医に問い合わせる。

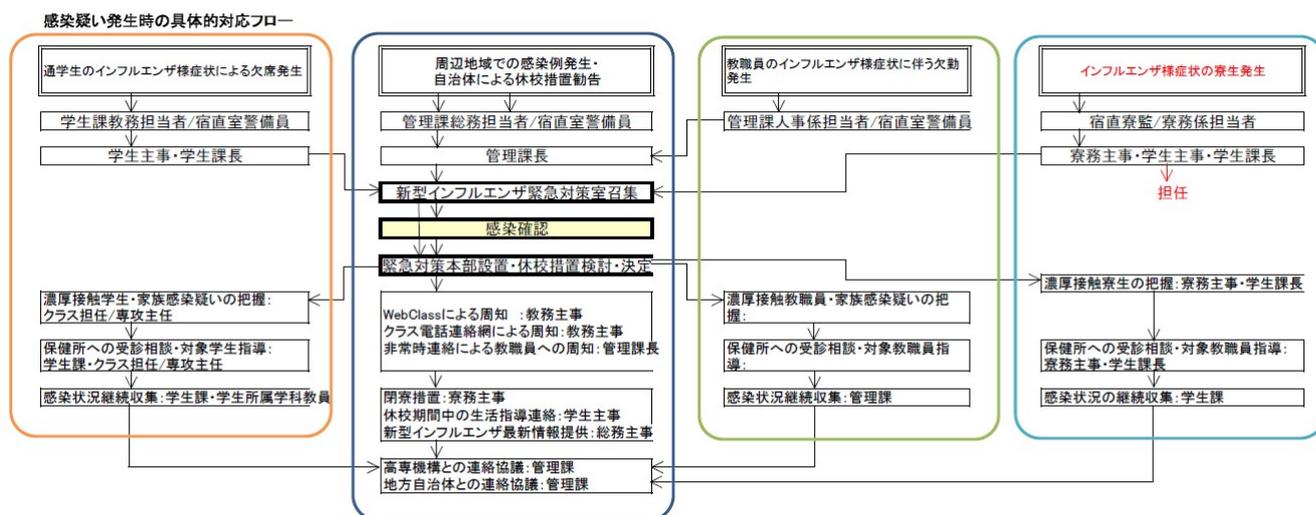
以上

## <重要> 新型インフルエンザ発症（疑い）時の対応について

発熱、咳、全身痛などの症状があった場合は、まず学校を休んで最寄りの「かかりつけ医」において受診するか、特にかかりつけ医がない場合は居住地域の保健所（発熱相談センター等）に電話等で相談を行ってください。感染が確認された場合（現在は、簡易検査でA型と判定された場合、ほぼ新型インフルエンザと見なされます。）は下記窓口へ必ず連絡してください。

連絡対応及び相談窓口：学級担任および学生課学生支援担当（096-242-6205）  
又は保健室 ※（寮生の場合は、寮事務室（096-242-1155）

新型インフルエンザ感染者発生時には、新型インフルエンザ緊急対策室（以下、対策室と呼ぶ）が本校に設置されます。高専機構との連絡及び要請への対応や情報の周知を行うとともに、必要な対応事項を検討します。（授業期間中の対応フローは下図に示すとおりです。）学校活動における感染拡大を抑止するために、在校生・保護者の皆様には、新型インフルエンザ感染時に学校関係者（担任・クラブ顧問・学生課）との緊密な連絡体制の確保をお願いいたします。



新型インフルエンザに関しての本校からの緊急連絡は以下のように行います。クラスごとに作成されている

電話緊急連絡網をかならずご確認ください。

- 1 学級担任は、対策本部からの指示を受け、各学生に対する直接電話又は自宅への電話により連絡します。また、学生に付与しているメールアドレスに情報を配信し、携帯メール等へ転送している学生への情報提供を行います。
- 2 同時に、高専ホームページ及びWebClassで情報の配信を行います。随時、ご確認ください。

### <家族等近親者の感染により濃厚接触者となった場合の対応について>

家族や部活動・クラスメートなどの感染により本校学生が濃厚接触者となった場合は、以下のように対応してください。

#### 1 学校への報告

夏季休業期間中であっても、必ず担任および学生課へご連絡ください。夏季休業期間中のクラブ活動など各種学校活動に参加する場合は、担当教員に参加の可否を含め必ずご連絡とご相談をお願いします。

#### 2 感染防止策の徹底

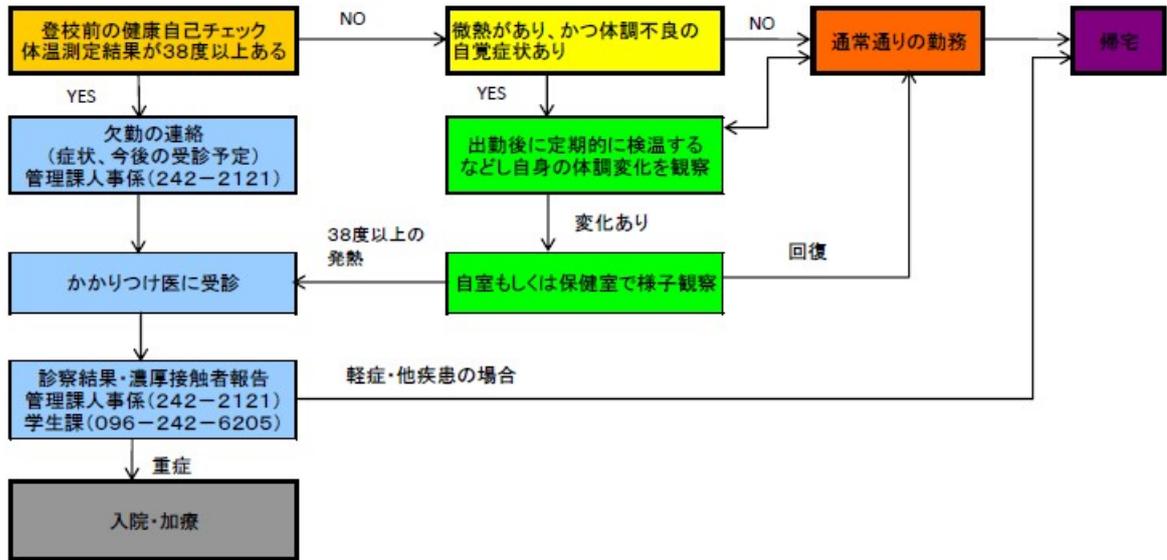
感染者からの飛沫感染回避に努めてください。家庭内でも、うがい・手洗いの励行、感染者との接触時のマスク着用を徹底するなど、感染予防に努めてください。

#### 3 朝夕の健康状態のチェック

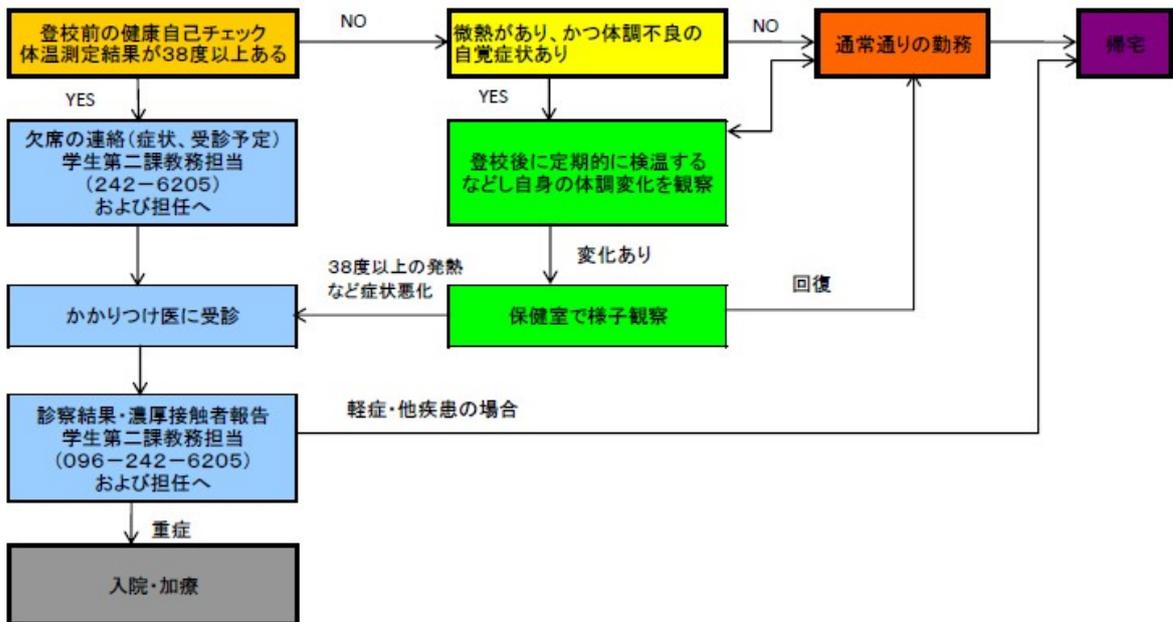
朝夕（登校前後）の健康状態チェック（検温）を必ず行ってください。38度を超える発熱などのインフルエンザ様症状が確認されたら直ちに医師の診察を受けてください。微熱や体のだるさを感じるなどの体調変化が生じた場合は発症初期の可能性があるので、学校活動への参加を自粛いただき自宅にて様子観察をお願いします。健康時においては通常通りの登校（クラブ活動など）への参加となります。

#### (4) 本人感染疑い時の職員・学生対応フロー

各教職員の対応(発症時)



各学生の対応(発症時)



## (5) 家族等の罹患により濃厚接触者となった場合の対応

家族や担当学生などの新型インフルエンザ感染により、本校関係者が濃厚接触者となった場合の個々の対応は以下の対応手順に従うこととする。

### ①初期報告

濃厚接触者であることが判明した場合は、直ちに所属学科・課長など直属上司に電話・電子メールなどでその旨の報告を行う。報告内容は

- ・感染者の教職員との関係性
- ・感染者の発症時期と濃厚接触の時期や密度（家族の場合は発症時期のみ）
- ・感染者および教職員本人・家族等の現在の健康状態

とする。

### ②出勤可否の判断

職員本人に感染を示すインフルエンザ症状が見られない場合は、通常出勤とする。ただし、微熱など体調悪化の傾向が見られた場合などは、38度以下であっても自宅待機が望ましい。

### ③感染予防

感染者が家族である場合は、継続的な接触が避けられないため、直ちに感染予防の徹底を図る。（手洗い・うがいの励行/マスクの着用など）

### ④健康状態チェック

教職員本人の健康状態チェック（定時検温）を必ず行い、チェック表に記録するとともに、出勤直後に直属上司に提出（電子メールでも可）し報告する。

### ⑤経過報告

- ・最後に濃厚接触者となった時点から起算して10日が経過するまでは、上記の健康チェックを毎日実施する。
- ・最初に濃厚接触者となった後に別の家族等の発症により再び濃厚接触者となった場合は、直近の濃厚接触者となった時点を起算する。
- ・家族内二次・三次の継続的感染が発生した場合は、直ちに上記①と同様に報告する。
- ・家族の感染者の回復状況を、回復した時点（通勤・通学の再開あるいは医師による完治診断）で、直属上司に報告する。

## (6) 新型インフルエンザに関する就業上の労働時間に係る対応措置について

新型インフルエンザに関する就業上の労働時間に係る対応措置について、下記のことにご留意の上、遅滞なく手続きされますよう通知いたします。

### 記

#### 1. 特別休暇

新型インフルエンザに関連する特別休暇の対象となるのは、「**教職員が感染者と濃厚接触した可能性があり、近医またはかかりつけ医を受診する時間**」のみです。

例) ①家族や友人が新型インフルエンザに罹患した。濃厚接触した可能性が高い。朝から熱を測ってみたら発熱しているようだ。

→管理課人事担当に電話(096-242-6015)し、かかりつけ医または近医を受診してください。

パターン1：近医を受診し検査したが、新型インフルエンザではなかった。

→出勤してください。

**始業時間から出勤までの時間が特別休暇となります。**

出勤後、特別休暇の手続きを管理課で行ってください。

注：新型インフルエンザの濃厚接触者には違いないので、1週間はマスクの着用、食事時には隣の人と2m離れた場所で食事をとることをお守りください(菊池保健所)。

パターン2：近医を受診し検査したら、新型インフルエンザと診断された。

→管理課人事担当に電話(096-242-6015)し、下記「2. 病気休暇」に従ってください。

**始業時間から自宅に帰宅された時間が特別休暇となります。**

自宅に戻られてから出勤する間は病気休暇(パート職員については病気休暇はありません)

または年次有給休暇となります。

出勤後、特別休暇及び病気休暇または年次有給休暇の手続きを管理課で行ってください。

②家族や友人が新型インフルエンザに罹患した。濃厚接触した可能性が高い。朝から熱を測ってみても熱はない。

→マスクの着用、食事時には隣の人と2m離れた場所で食事をとることをお守りいただき、通常通り出勤し、就業ください。

③家族や友人が新型インフルエンザに罹患した。濃厚接触した可能性が高い。朝から熱を測ってみても熱はない。午後から体調が悪くなり、熱を測ってみたら、熱があった。

→管理課人事担当に電話(096-242-6015)し、かかりつけ医または近医を受診してください。

→この後の対応は、パターン1及びパターン2に従ってください。

特別休暇の時間は、始業時間を本校を出発した時間に読み替えて対応ください。

#### 2. 病気休暇

近医またはかかりつけ医で新型インフルエンザと診断された場合、診断後すぐに人事担当(096-242-6015)に連絡を行い、自宅療養を行ってください。自宅療養の期間が2~3日の場合は、出勤後、薬袋の写しまたは受診日が明記された診察券等の写しを、自宅療養期間が4日以上の場合は診断書を、病気休暇の届け出に添付し、管理課に提出してください。

※自宅療養期間の処理として、病気休暇の手続きをとらず、年次有給休暇を取得することで手続きされても構いません。その際には、添付書類は必要ありません。

#### 3. その他

教職員の子供等が通う保育施設等が臨時休業になった場合、特別休暇等の措置はありませんので、年次有給休暇を取得して対応して下さい。また、労働時間等規則第3条第4項の規定による早出遅出労働による勤務時間の変更は可能ですので、管理課人事担当(内線6015)までご相談下さい。

## (7) 研修旅行における新型インフルエンザへの対応について

### 1. 旅行前対応について

- ① 体調を把握するため出発日1週間前より、毎日体温を検温し、学科よりお送りする書類に記入の上、Webclassの欠席連絡システム(携帯からもアクセスできます)を用いて学校に毎日連絡する(学生による対応)。記入した書類は、研修旅行出発時に担任に提出する。  
なお、Webclassを利用できない場合は、電話により教務担当(096-242-6205)に連絡する。
- ② 出発日までに本人が発病し、療養中の場合は参加できない。
- ③ 出発日までに同居の家族が発病した場合は、できるだけ発病者との接触を避け、感染に注意する。感染が疑われる場合は、可能なかぎり参加を辞退する。
- ④ 出発前に、発病者が参加者の1/3以上である場合は、研修旅行を中止する。

注1) 不参加あるいは中止となった場合は、航空券等のキャンセル料が生じます。

### 2. 旅行中の対応について

- ① 当日は、集合場所で体温を検温し、体調不良および38度以上の発熱がある場合は参加できない。
- ② 出発以降に発病した場合は、早急に発病者を隔離(1人部屋等)し、他の学生との接触を絶ち、その他の学生は、通常のプログラムを遂行する。
- ③ 発病者が多数となり、プログラムが遂行困難になった場合は、学校長の判断により研修旅行を中止し、直ちに帰国措置をとる。

注2) 当日に不参加または中止となった場合は、航空券等のキャンセル料が生じます。

注3) 途中中止となった場合、未発病学生については復路の正規航空料金の負担が生じる可能性があります。(できるだけ、対応する旅行保険への加入を推奨いたします。なお、保険の詳細につきましては、各学科の研修旅行担当者にお問い合わせ下さい。)

### 3. 予防措置について

- ① 参加者は全員、インフルエンザ予防マスク(各自10枚)と体温計を持参する。マスクは品切れの恐れがあるので早めに購入すること。

## (8) 学級閉鎖・休校などのガイドライン

### 学級閉鎖・休校の決定ガイドライン

原則的に熊本県教育委員会による基準（11月13日修正）に従う。

1. 新型インフルエンザ患者がクラス内に2名以上発生し、かつその割合が20%を超えたとき → 学級閉鎖
2. 学年内においてまん延の恐れがあるとき → 学年閉鎖
3. 学校全体に感染者の増加又はまん延する恐れがあるとき → 休校

\* 臨時休業を実施する期間：原則として新型インフルエンザ患者との最終接触日を0日とし、4日目まで休業する。

\* 出席停止の期間：いずれか長い方を適用する。

- ① 発症した日を0日として発症後7日目まで出席停止
- ② 解熱後2日目まで出席停止

\* なお、学年閉鎖・学校閉鎖については、感染の状況や学校行事などを踏まえて総合的に判断する。

なお、基準2に関しては、教室の配置状況も考慮した複数クラスの閉鎖を含めて検討する。